

福島市議会議員政治倫理条例施行規程

平成29年6月30日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、福島市議会議員政治倫理条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續)

第2条 条例第4条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）をしようとする代表者（以下「審査請求代表者」という。）は、市民にあつては審査請求書（様式第1号）を、福島市議会議員（以下「議員」という。）にあつては審査請求書（様式第2号）を議長に提出しなければならない。

2 審査請求をしようとする市民の代表者は、審査請求署名簿（様式第3号）に条例第4条第1項に規定する政治倫理基準に違反する事実があることを証する書類を添えて、同項第1号に規定する選挙権を有する者（次条において「選挙権を有する市民」という。）に対し、署名を求めなければならない。

(審査請求の審査等)

第3条 議長は、審査請求代表者から審査請求書の提出があつたときは、当該審査請求書及び添付された書類（以下「審査請求書等」という。）を審査するとともに、福島市選挙管理委員会に対し、遅滞なく、連署された審査請求署名簿に係る当該署名が選挙権を有する市民であることの確認を求めるものとする。

2 議長は、前項の規定による審査及び確認の結果、審査請求書等に形式上の不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(審査請求の受理)

第4条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていると認めるときは、審査請求書等を受理し、審査付託書（様式第4号）により、速やかに条例第5条に規定する福島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託するものとする。

(審査請求の却下)

第5条 議長は、第3条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていないと認めるとき又は審査請求代表者が同条第2項の規定による補正の求めに応じなかったときは、審査請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、審査請求却下通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査事項)

第8条 条例第6条第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項に規定する政治倫理基準に違反する事実があることを証する書類に関する書面審査
- (2) 審査の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する政治倫理基準に違反する事実に係る事情聴取
- (3) 審査請求代表者その他の関係人に対する審査に係る必要な資料の請求及び事情聴取
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(審査会の傍聴)

第9条 審査会の傍聴については、福島市議会委員会傍聴規則（平成17年議会規則第1号）の例による。

(審査結果の報告)

第10条 条例第7条第1項の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書（様式第6号）により行うものとする。

(審査結果の通知)

第11条 条例第8条の規定による審査の結果の通知は、審査請求代表者に対しては審査結果通知書（様式第7号）により、審査対象議員に対しては審査結果通知書（様式第8号）により行うものとする。

(意見書の提出)

第12条 条例第9条第1項に規定する意見書の提出は、意見書（様式第9号）により行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

附 則（令和3年12月28日議会告示第2号）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

福島市議会議長

審査請求代表者 住所
氏名
電話

審査請求書

福島市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員名

- 2 政治倫理基準に違反する事実の内容
（ 該当条項 : 福島市議会議員政治倫理条例第3条第 号 ）

- 3 政治倫理基準に違反する事実の根拠

- 4 添付書類

福島市議会議長

審査請求代表者 福島市議会議員 氏名
福島市議会議員 氏名
福島市議会議員 氏名
福島市議会議員 氏名
福島市議会議員 氏名

審査請求書

福島市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員名

- 2 政治倫理基準に違反する事実の内容
（ 該当条項 : 福島市議会議員政治倫理条例第3条第 号 ）

- 3 政治倫理基準に違反する事実の根拠

- 4 添付書類

年 月 日

福島市議会議員政治倫理審査会
委員長 様

福島市議会議長

審査付託書

福島市議会議員政治倫理条例施行規程第4条の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の付託内容

3 添付書類

年 月 日

様

福島市議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日付けで審査の請求がありましたが、福島市議会議員政治倫理条例施行規程第5条第1項の規定に基づき、下記の理由により却下します。

記

却下理由

年 月 日

福島市議会議長

福島市議会議員政治倫理審査会
委員長

審査結果報告書

年 月 日付けで審査の付託を受けた件について、福島市議会議員政治倫理条例
第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

年 月 日

様

福島市議会議長



審査結果通知書

年 月 日付けで審査の請求があった件について、福島市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、福島市議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

年 月 日

様

福島市議会議長



審査結果通知書

年 月 日付けで審査の請求があった件について、福島市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、福島市議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

また、同条例第9条第1項の規定により、この審査結果について意見書を提出することができますので、意見書を提出される場合は、年 月 日までに提出してください。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

年 月 日

福島市議会議長 様

福島市議会議員 ⑩

意見書

福島市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき、審査の結果について次のとおり意見します。

記

意見の事由